

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、公共職業安定所長（以下「安定所長」という。）が、平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで基本手当を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

- (1) 請求人は、平成〇年〇月〇日、A所在のB会社（以下「事業所」という。）を離職し、同年〇月〇日、公共職業安定所（以下「安定所」という。）に出頭し、雇用保険の受給資格の決定を求めた。その際、請求人は、離職理由は、「自己都合退職」ではなく、「社長から電話とメールでのやり取りで、勤務は難しいですね。」と言われ、その日で会社を辞めさせられたと申し立てた。
- (2) これに対し、安定所長は、平成〇年〇月〇日、事業所に確認の上、自己都合退職の判定に変更はない旨を説明し、受給資格の決定を行った。
- (3) 請求人は、平成〇年〇月〇日、安定所に出頭し、申立書、「事業主とのメールのやり取り（平成〇年〇月〇日付）」、「離職証明書の記載内容に関する確認書」及び「離職証明書送付のご案内」を提出した。
- (4) 安定所長は、事業主の委託を受け労働保険事務を事業主に代わって届出を行っているC福利厚生援護会及び事業所から、請求人に係る離職の経緯について確認した上で、平成〇年〇月〇日、請求人に電話をし、請求人の離職理由に変更がない旨改めて伝えた。
- (5) 安定所長は、平成〇年〇月〇日、請求人に対し、同年〇月〇日から同年〇月〇日まで基本手当を支給しない処分（以下「本件処分」という。）をした。
- (6) 請求人は、本件処分を不服として、雇用保険審査官（以下「審査官」という。）

に対して審査請求を行ったが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、本件再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争点

本件の争点は、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした、本件処分が妥当であると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 安定所長は、請求人は自己都合退職したとして、雇用保険法（昭和49年法律第116号。以下「法」という。）第33条第1項に基づき本件処分をしたものであるが、請求人は、事業主による退職強要によって離職したので、同項に規定する「正当な理由」があり、本件処分は取り消されるべき旨主張している。

(2) そこで検討すると、平成〇年〇月〇日の請求人と事業主とのメール記録からは、①請求人が、事業主に対し、「勤務は難しいね。とは、わたしにやめてくださいということであってますか？」と質問し、②事業主は「ちがうよ。今のままだと、みんなと上手くいかないでしょ。さっきも伝えたけど、よく考えて。みんな立場は同じですよ。」と返答したところ、③請求人は同返答に対し、「そうですか。わかりました。私は辞めますので、労働基準監督署の印鑑のついてある就業規則のコピーと離職票だけ最後によろしくお願いします。」と返答している事実が認められ、これによれば、請求人は自己都合退職をしたとみるのが相当であって、法第33条第1項に規定する「正当な理由」は認められないものと判断する。なお、本件の一件記録を精査するも、請求人の離職理由が事

業主による退職強要であることを客観的かつ的確に裏付ける資料は認められない。

(3) ところで、請求人は、請求人の離職理由について、安定所長が業務取扱要領に定める調査、確認をしていない旨主張するが、請求人が提出した資料及び審査官が収集した資料等本件の一件記録を総合的に検討すれば、請求人の主張は上記結論を左右するものとはいえない。

3 以上のとおりであるから、安定所長が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした本件処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。